

『北海道殖民地撰定報文』と「殖民地地区画図」にみる  
北海道殖民地開発システムについて  
—北海道十勝国を事例として—

キーワード：『北海道殖民地撰定報文』, 殖民地選定, 「殖民地地区画図」, 殖民地開発システム, 十勝国

中 岡 義 介・川 西 光 子・妻 神 卓 八

『北海道殖民地撰定報文』と「殖民地地区画図」にみる  
北海道殖民地開発システムについて  
—北海道十勝国を事例として—

A Study on Inner Colony Development System and its Applicability in  
Hokkaido through "Hokkaido Shokuminchi Sentei Hobun" and 'Land  
Adjustment Plan', In Case of Tokachi-Koku in Hokkaido

中岡義介\* 川西光子\*\* 妻神卓八\*\*\*  
NAKAOKA Yoshisuke KAWANISHI Mitsuko SAIGAMI Takuya

This paper aims to clarify the system of the inner colony development in Hokkaido, throughout the analysis on "Hokkaido Shokuminchi Sentei Hobun" and 'Land Adjustment Plan' at Tokachi-Koku region. The results are as follow; (1) the contents of "Hokkaido Shokuminchi Sentei Hobun", or Report on the selection of suitable sites for inner colony in Hokkaido, are not only the results of the selection of suitable sites for inner colony but also a system of the inner colony development in Hokkaido, (2) this system consists of 4 strong points on 4 principal roads, connecting inner colonies located in the inland area and in the seaside area by road, (3) this system is applicable to the land adjustment project and only 2 out of 4 strong points are planned as civilized area in the land adjustment project, (4) the central strong point of the inner colony development is Obihiro civilized area, where a prison had been established at the beginning, (5) Obihiro civilized area consists of a government office district and a commercial district, and therefore one of the important functions in Obihiro civilized area is to become a commercial city for public officials at the first stage of its development.

キーワード：『北海道殖民地撰定報文』, 殖民地選定, 「殖民地地区画図」, 殖民地開発システム, 十勝国

Key words : "Hokkaido Shokuminchi Sentei Hobun", selection of suitable sites for inner colony,  
'land adjustment plan', inner colony development system, Tokachi-Koku region

## はじめに

よく知られているように、北海道開発は、我が国の近代における大規模な未開地開発の経験の一つである。1869（明治2）年に北海道開拓使を札幌に設置した明治政府は、1872（明治5）年「北海道土地売買規則」<sup>1)</sup>を制定して開発をすすめたが、沈滞気味であった。その開発の促進を図るために、1886（明治19）年、北海道庁を設置して、拓殖方針を転換した。新たな拓殖方針は、北海道庁初代長官に着任した岩村通俊の施政演説にみることができるが、それは、地理の測量、殖民地の選定、産鉦地の測量、港湾の修築・灯台の建設、道路の開通、農工業の奨励、水産製造物の改良及び販路の拡張等に重点をおくもの<sup>2)</sup>であった。これを受けて、土地政策においても、国有未開地処分に関する法規を従来の「北海道土地売買規則」から「北海道土地払下規則」<sup>3)</sup>に改正して、殖民地に適する原野を選定する殖民地選定事業を開始し、

選定された原野に対してはそれを適正規模の殖民地に区画する殖民地地区画事業を実施した。

殖民地選定事業は道庁設置と同時に実行に移され、その結果は1891（明治24）年に『北海道殖民地撰定報文』<sup>2)4)</sup>（以下、『撰定報文』とする）として公刊された。また、殖民地地区画事業は、殖民地選定を終えた原野に対して直角法<sup>5)</sup>を用いて区画し、同時に作成した図面によって土地処分をしていくというものである。

このような一連の開発施策は、一般に、従来の内地貧民の保護移住をやめ、勃興しつつあった資本家の投資を期待し、開拓の基礎となるべき条件をまず整え、資本家の投資を北海道に誘導することにあるとされてきた。この種の指摘は多く見いだすことができる<sup>6)</sup>が、この開発施策に関する研究は次のように整理することができる。

まず、殖民地選定事業の結果をまとめた『撰定報文』に関しては、その分析を行ったものは見当たらない。

\* 兵庫教育大学第5部（生活・健康系教育講座） \*\* 兵庫教育大学連合大学院（教科教育実践学専攻）

\*\*\* 北海道深川市教育委員会

平成16年10月20日受理

次に、殖民地区画に関する研究として、土地処分にあたって人々に閲覧するために作成された殖民地区画印刷図を全道にわたって収集・整理し、それを分析した遠藤の研究<sup>6)</sup>がある。膨大な数にのぼる区画印刷図を可能な限り収集した研究であるが、原野名称のつけ方や作成時期など、印刷図自体の分析にとどまっている。これらの原図である1万分の1手書き図は、北海道開拓記念館に保管されているが、本格的な整理分析はされていない。また、印刷図と原図との照合も行われていない。

殖民地選定された後に区画事業が行われていることからすれば、両事業の間にどのような関係があったかということに着目した研究が想起されるが、この種の研究はまったくといってよいほど行われていない。わずかに、石狩国上川郡における市街地、屯田兵村用地、御料用地、殖民地区画地の形成に関する遠藤の研究<sup>7)</sup>と、『撰定報文』の土地評価に記述された用語に着目しておこなった中岡らの殖民地選定と土地利用に関する研究<sup>8)</sup>を挙げることができる。前者では、両事業における原野名が異なることが多いこと（原野名が必ずしも一致しないこと）、殖民地選定事業後、殖民地区画に先立つ形で、市街地、屯田兵村用地、御料地が選定されていることが明らかにされ、後者では、上川市街地が設定された原野は生業（なりわい）ができる土地であることが指摘されているが、殖民地選定結果がいかに殖民地区画事業とかわって区画事業をすすめていったかまでは明らかにされていない。

さらに、区画事業でなされた区画に伴っていかなる計画が区画との関わりの中でみられるかについて、原田<sup>9)</sup>は、石狩国の事例から市街地が殖民地区画測設に伴って必ずしもすべてに設定されたとはいえないことを指摘している。大條ら<sup>10)</sup>は、区画測設の調査員の独自判断によって公共用地などの各種予定地が設定されたこと、それらが殖民区画の基線沿いに設定される傾向が見られることなどを指摘している。

市街地のみに着目した研究として、その発生要因および発展・移転要因を明らかにしようとした君の研究<sup>11)</sup>、上田ら<sup>12)</sup>・赤池ら<sup>13)</sup>の北海道農村地域における市街地の研究、野本らの北海道における市街地の研究<sup>14)</sup>、大條らの十勝国利別市街の研究<sup>15)</sup>、山田の十勝地域の形成過程と中心集落の研究<sup>16)</sup>などがある。ただ、これらの研究は区画事業時の計画ではなく、その後の発展に力点が置かれている。

特定の市街地に着目してその分析を試みた研究として、原田<sup>17)</sup>と村瀬<sup>18)</sup>の帯広研究がある。原田は、帯広市街地は殖民都市であると位置づけ、殖民市街地とは異なるとしている。村瀬は、帯広は当初、政治都市であったが、その後の交通路の整備と農業における雑穀生産の定着により次第に商業都市となっていくとしている。また、

上川市街地の処分に着目し、上川市街地は周辺の村落を包括するより広い拠点としての殖民都市であるとした原田の研究<sup>19)</sup>がある。

これらの諸研究の中で大きく欠落しているのは、殖民地選定された土地をいかなる計画のもとに殖民地区画して処分したか、あるいは処分しようとしたかという、殖民地区画事業時の計画に関する研究である。殖民地区画事業時にそれら殖民地間あるいは殖民地群に対して何らかの計画があったのか、計画があった場合にはどのような内容なのかという研究が大きく欠落しているのである。というのは、これだけ大きな殖民地を開発するに際して、個々の殖民地に対する計画もさることながら、それらをまとめた全体の計画がなかったとは考えられないが、それについて、これらの研究はこたえてくれないからである。その理由の一つは、殖民地選定事業の結果をまとめた『撰定報文』に関する研究がまったく行われていないことにあると思われる。

そこで、本研究では、北海道における殖民地の開発システムを明らかにするべく、屯田兵村用地や御料用地の設定がされず純粹に殖民地だけが設定された十勝国<sup>7)</sup>を取り上げ、殖民地選定を受けて殖民地区画事業が行われたという事実に着目して、連続した両事業を分析する。具体的には、

1. 殖民地選定事業の結果をまとめた『撰定報文』を用い、十勝国における殖民地選定の結果を分析する。
2. 殖民地区画図の印刷図<sup>8)</sup>（以下、区画図とする）を用い、殖民地区画事業によって十勝国で最初に区画図が作られた1893（明治26）年から拡大期<sup>9)</sup>が終了する1916（大正5）年までの殖民地区画図について分析する。
3. 『撰定報文』と区画図とを対照させ、殖民地の開発がどのように展開されていくかを分析する。
4. 『撰定報文』および区画図の分析から明らかとなった「市街地」がどのようにつくられ、いかなる性格をもつものかを、殖民地の現況調査報告である『北海道殖民状況報文・十勝国』<sup>20)</sup>（以下、『状況報文』とする）と、隔月に殖民地の状況を公表した『殖民公報』<sup>21)22)</sup>を用い、明らかにする。

## 1. 道庁による殖民地の開発事業

岩村北海道庁長官の施政演説<sup>19)</sup>においては、殖民地の選定について「全道殖民ニ適スベキ土地ヲ選定シ、其原野山沢ノ幅員、土性地質ノ大略、樹木ノ積量、草木ノ種類、河川の深淺、魚類ノ有無、飲用水ノ良否、山川ノ向背、寒温ノ常変、水陸運輸ノ便否等ニ至ル迄精細ニ検定調査シ、之ガ図誌ヲ製シ、以テ移民ノ来テ農桑牧畜其他ノ業ニ就カントスルモノ、需メヲ待タントス。」と詳細に述べている。さらに、道路の開通についても「沿海ノ

険峻ナル山道ヲ平夷シ全道ヲ一周スルノ路ヲ通ゼント欲ス。是レ最要務ニ属セリ。然レ、全道前途ノ大経路ニ於テハ、内部ニ道路ヲ貫穿シ、四方ノ支道ニ連絡シテ、各地ノ交通ヲ開カザルベカラズ。因テ、第一札幌ニ起リ、空知、上川ヨリ東釧路ヲ経テ、根室ニ達スルノ道、第二樺戸ヨリ北増毛ニ出ルノ道、第三釧路ヨリ北網走ニ通ズルノ道ヲ開カントノ計画」として、北海道一周道路と内部に道路を貫通させ、四方の支道に連絡するという、北海道全体を視野に入れた道路計画を打ちだしている。この岩村の方針は、1888（明治21）年6月に長官を辞した後も引き継がれることとなる<sup>19</sup>。

岩村の施政方針を受けて始まった殖民地選定事業は、1889（明治22）年までの3年間に全道の主要大原野の調査を終了し、およそ28億6660万坪を殖民地適地として選定している。殖民地選定を終えた原野に対して区画を行う殖民地地区画事業が最初に実施されたのは、1889（明治22）年の石狩国空知郡トック原野においてである<sup>20</sup>。また、殖民地を区画する際の一般的基準は、1896（明治29）年に定められた「殖民地撰定及区画施設規定」<sup>21</sup>が最初である。この区画施設規定は、300戸乃至500戸に対する耕宅地並にこれに要する諸般の予定を以て一村と仮定することとし、第5条の区画設計には次の予定地を置くとして、1.道路または排水渠敷地、2.保存林（風防林、風致林、水源涵養林等）3.市街地（300戸乃至1000戸、但し一戸の間口6間奥行14間84坪以下）4.官衙公署及共用地、5.学校病院敷地、6.神社寺院敷地、7.公園遊園敷地、8.墓地火葬場、9.町村共有地、10.薪炭林及び草刈場11.旧土人開墾地を設定している。

## 2. 『撰定報文』の構成と分析

### 2-1 『撰定報文』の構成について

殖民地選定事業の結果をまとめた『撰定報文』の「十勝原野総叙」<sup>22</sup>には、十勝国全体の概要が述べられている。十勝国における殖民地選定地積は計8億9293万367坪、土地は高燥で水利に富み、繁茂している天然草の利用によって牛馬羊豚を放し飼いにできる天造の大牧場であるとし、東には釧路港があり、中央道路を開削して札幌と根室につながっている。その中央道路から海岸部の大津への支線あるいはペロブネへの支線を開設すれば、「交通物産消流需用の途」一時に発達するだろうと述べている。さらに、明治21年の降雪と霜の観測結果を示し、温暖な気候で常に潮温を包含しており、「ガルフストリームの蘇国におけるがごとし」と十勝原野を表現している。

次に、十勝国7郡から選定した43原野について、地理、面積、地勢、土性、植物、排水、用水、（道路及）運輸の8項目、あるいは水害と土人の項を加えた10項目の調査結果が記載されている<sup>23</sup>。地理の項目では、川・山といった自然物を目安に、「○○川と○○川で挟まれた地を○

○原野とする」として、原野を特定している。面積では、原野全体・原野内の平地・沿岸樹林地・丘陵・高原・湿地等の地積をあげ、土地評価をしている。地勢は原野の傾斜、高低差について、土性は表層、中層、下層の各土質について記している。また、植物の項では、生育する主な樹木名と下草名をあげ、その繁茂状態によって肥沃さの程度を示し、樹木の用途を明記している。排水では、湿地の排水方法と排水後の土地利用について述べ、用水では、原野内を流れる河川から小川に至るまで飲用水としての適否を示し、井戸水の使用が可能かを挙げている。（道路及）運輸の項では、川路による交通の実情を述べてはいるが、主要な道路を開設する必要性を説いている。主要な道路とは、石狩国から十勝国を経て釧路国と根室国をつなぐ「中央道路」、その中央道路から分かれ太平洋岸の大津までの十勝川沿い道路である「大津への支線（「仮道」「大津街道」とも記される）」、ペロブネ地方へ通じる「ペロブネへの支線」、北海道外周道路の一部で太平洋沿岸をはしる「浜路」の4つである。また、土人道あるいは仮道である「大津への支線」は車馬を通すことのできる平坦で幅のある道路に改良すべきだとしている。この項には、将来この原野がどのようなか、つまり「将来の見込み」が記載されている原野がある。

### 2-2 『撰定報文』の分析

『撰定報文』の結果から、殖民地選定された43原野の「土地評価」「交通・運輸」「将来の見込み」の3項目に着目して分析を行う。（表-1）

「土地評価」をみると、耕耘に適する原野が43原野中28あり、最も多い。ついで、排水後の土地評価も含めると、農牧（牧農）17、耕地12、牧畜10、農業7、農耕7、耕作6、牧地5、放牧3、耕牧2、牧飼2、放飼場1、牧場1、農地1の順となる。

「将来の見込み」が記載された原野は4だけである。その「土地評価」は、「百貨輻輳の一大市場を為す」とするウエカリップ原野は「耕耘・牧畜・農業\*」、移民地となす」とされる下ペロブネ原野は「耕耘・農牧」、「一村落の起こる地勢」であるパンケシントク原野は「耕作・耕牧」、「一大村落をなすべき所」とされる上トシベツ原野は「耕地」となっている。

「土地評価」で使われている用語の意味に着目すると、耕耘は田畑を耕し雑草を除去する、つまり農作すること、耕作は田畑を耕して穀物・野菜を栽培すること、耕地は作物を耕作する田畑のことである。牧畜は牧場で馬・牛・羊などを飼育し、それを増やして産業とすることで、農業は地力を利用して有用な植物を栽培耕作し、また有用な動物を飼育する有機的生産業である。耕牧は耕作と牧畜の意であるが、農牧とは農業と牧畜の2つの生産業をおこなうことである。つまり、意味の微妙に異なる用語を使い分けることによって、原野の土地評価をより明確

にしている。用語の意味からは、「将来の見込み」が記載された4原野はすべて田畑に適する土地であるが、将来「百貨輻輳の一大市場」、「移民地」、「一村落」になる3原野は、生産業が可能な土地である。つまり、生業（なりわい）ができる地である。

次に、「交通・運輸」からは「中央道路」、「大津への支線」（「仮道」「大津街道」と同じ）、「ペロブネへの支線」、「浜路」の4つの主要な道路の経路、分岐する原野、通過させる原野、連絡させる原野、連絡路をつける原野が克明に示されていることがわかる。そこで、選定原野と道路との位置関係に着目して、分析を行う（図-1）。

図-1からは、十勝国で殖民地選定された原野のほとんどが内陸部に位置していることがわかる。

4つの主要道路以外に、主要道路への連絡路、原野間の連絡路も考えている。つまり、道路によって内陸部の原野を結んでいこうとしている様子が伺える。43原野中「中央道路」が通過する原野は4、「中央道路」から分岐した「大津への支線」が通過する原野は8、「ペロブネへの支線」が通過する原野は5、「浜路」が通過する原野は3原野である。「大津への支線」が通過する原野が最も多い。ということは、国と国をつなぐ「中央道路」よりも、選定事業時にはすでに仮道となっていた、十勝国の内陸部と海岸部を結ぶ「大津への支線」を重視していたとみることができる。

次に、「将来の見込み」が示された4原野（図中の○）がどのような位置にあるかをみてみよう。「一村落」が起ころるパンケシントク原野は、「中央道路」が石狩国空知・上川から十勝国へ入ってくる進入路にあたる。次に、「一大村落」となる上トシベツ原野は、「中央道路」が十勝国から釧路・根室へ出ている

表-1 十勝国の殖民地選定結果

郡原野名	土地評価（*排水後）	交通・運輸	将来の見込み	
上	パンケシントク原野	耕作 耕牧	中央道路通過（石狩国から十勝国への進入路）	一村落の起る地勢
	ペケレベツ原野	耕耘 農牧	大津への支線に連絡	
	メムロ原野	耕作 農牧	大津への支線に連絡	
川	サホロ原野	耕耘 放飼場 耕地*	中央道路貫通・大津への支線に連絡	
	クツタルシ原野	耕耘 放牧場	中央道路に連絡	
	ニトマップ原野	耕耘 放牧地 耕地	中央道路通過・大津への支線の分岐点	
	メムロフト原野	耕耘 牧地 耕地*	大津への支線通過	
河	ピバウシ原野	農業 農牧	道路開設（シカリベツ河岸）	
	ベンケチン原野	農業 牧畜 農地*	道路開設	
	ウラップ原野	耕耘 農牧 農地*	道路改良	
東	ニブシベツ原野	農耕 牧場	落成道路を延長し中央道路に連絡	
	シンレラオマップ原野	耕耘 農牧 農耕地*	道路開設	
	メム原野	耕耘 農牧	中央道路通過	
	ピユカ原野	耕耘 農牧*	×	
河	ピバイロ原野	耕耘 農牧	×	
	ボロナイ原野	耕耘 牛馬牧飼 耕地*	道路開設	
	ラビルビルツ原野	耕作 牧農	仮道（大津への支線）改良	
西	ウエカリツ原野	耕耘 牧畜 農地*	大津への支線通過・ペロブネへの支線の始点	百貨輻輳の一大市場を為す
	シヨモツマップ原野	耕耘 農牧地	道路開設（十勝河岸へ）	
	ヌッコマップ原野	耕耘 牧地 耕作地*	大津への支線通過・ペロブネへの支線二本通過	
	ニヨロマップ原野	耕耘 牧地	ペロブネへの支線一本通過	
	アマラ原野	農耕地 牛馬放牧 農地*	原野間道路（メム原野へ）で中央道路に連絡	
	上シホロ原野	耕耘 農牧* 農耕地*	×	
	下シホロ原野	耕耘 農牧 農耕地*	原野間道路（上原へ）で中央道路に連絡	
中	ピリベツ原野	耕耘 農牧*	中央道路に連絡	
	上トシベツ原野	耕地	道路開設で中央道路に連絡	一大村落をなすべき所
	ホンベツ原野	耕耘 農牧*	道路改良（トシベツ河口よりアシヨロト）	
	ケナシバ原野	耕耘 農牧 耕地*	道路開設（トシベツ河岸）	
川	トシベツト原野	耕耘 農耕	道路開設（トシベツ河岸）で大津への支線に連絡	
	サルベツト原野	耕耘 牧畜 耕地*	大津への支線通過	
	フルコオマベツ原野	耕耘 牧畜 農地*	大津への支線に連絡・ペロブネへの支線に連絡	
	ヌカナイ原野	牧畜 耕地*	×	
	トホナイ原野	耕耘 牧畜 耕地*	大津への支線通過	
	ウシシベツ原野	耕耘 耕地*	大津への支線通過	
	ガンガン原野	耕耘 耕地*	大津への支線通過	
十	タンネヲタ原野	耕耘 牛馬牧飼	×	
勝	ウラホロ原野	耕耘 耕作地*	×	
	トカチ原野	農耕地 牧畜 農牧	大津への支線接近・原野間道路（ウラホロ原野へ）	
	上ペロブネ原野	牧畜	大津への支線に連絡・原野間道路（下ペロブネ原野へ）	
當	下ペロブネ原野	耕耘 農牧	原野間道路（ニヨロマップ原野へ）で中央道路に連絡 歴舟駅を経て大津街道に連絡	移民地となす
線	チヨウブシ原野	牧畜 農地*	道路（浜路）改良	
	トバイ原野	耕耘 牧地	道路開設（浜路より）	
広	トヨイ原野	耕地 牧地	浜路で釧路港へ連絡	
尾				

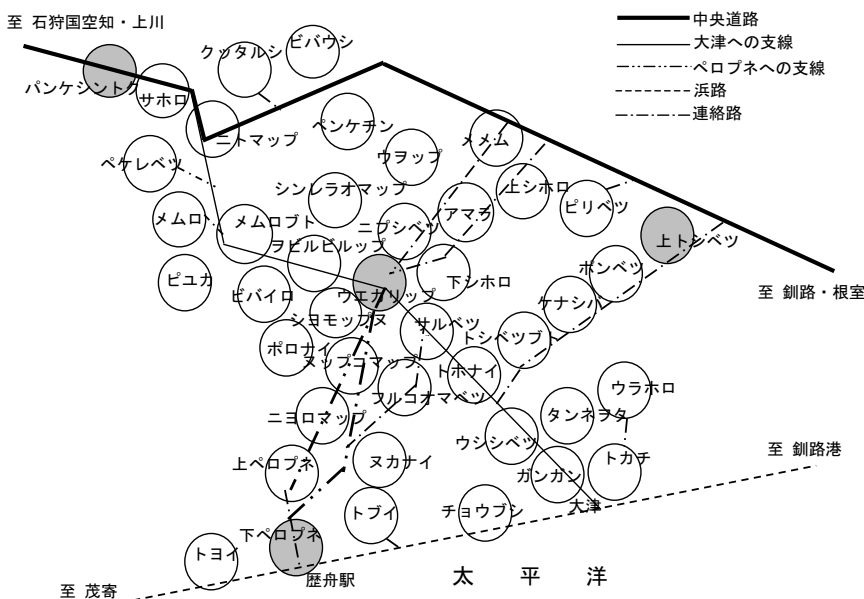


図-1 選定原野と道路との位置関係

表-2 十勝国・殖民地区画図

区画名	初版年次	区画構成 ( )内は区画外
殖民地区画図 シカピワ・メムロフト・伏古別・メムロ・ケネ原野ノ内	1893	なし
殖民地区画図 赤坂・伏古別・青葉・然別原野之内	1893	なし
殖民地区画図 ノヤウシ、ウシシュベツ、タゴロイ原野之内【初版は十勝国殖民地区画図 ウシシュベツ原野之内】	1893	なし
殖民地区画図 トーナイ、ノヤウシ 殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 トーナイ原野之内】	1893	なし
殖民地区画図 オカンベツ・トーナイ・止若及利別原野之内【初版はオカンベツなし】	1893	なし
殖民地区画図 マカンベツ及シホロ原野之内	1893	なし
殖民地区画図 鹿床及長白原野	1893	なし
殖民地区画図 下音更原野、下士幌原野之内、下然別原野之内	1897	公・風・墓 (帯広市街地)
下士幌殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 下士幌原野】	1897	公・風・墓
伏古別殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 伏古別原野之内 中音更原野】	1897	なし (十勝分監用地)
中音更殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 伏古別原野之内 中音更原野】	1897	なし
殖民地区画図 トベツ・札内・ウエカリップ原野之内	1897	公・風・墓 (帯広市街地)
殖民地区画図 豊橋原野、十勝原野、ウシシュベツ原野ノ内	1897	なし
藻岩市街地	1897	なし
ウシシュベツ、ノヤウシ 殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図ウシシュベツ原野之内、ノヤウシ原野之内】	1897	公・風・墓・字
殖民地区画図 サルベツ原野、ヌカイイ原野	1897	公・風・墓・字
殖民地区画図 ケナシバ、下利別原野ノ内	1897	公・風・墓
殖民地区画図 ケナシバ原野之内	1897	公・風・墓
殖民地区画図 本別原野之内、足地太原野	1897	公・風・墓
殖民地区画図 十勝原野之内、利別太原野、下利別原野之内	1897	なし
殖民地区画図 オイカマナイ原野、上音更原野之内、下音更原野之内	1897	公・風・墓
殖民地区画図 下オアシ原野	1897	公・風・墓
殖民地区画図 豊橋原野	1897	公・風・墓
殖民地区画図 下音更原野之内、豊橋原野之内	1897	公・風・墓 (帯広市街地)
殖民地区画図 下音更原野之内	1897	公・風・墓
上音更殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 上音更原野、中音更原野】	1897	公・風・墓
中音更殖民地区画図	1897	公・風・墓
殖民地区画図 下音更原野、上音更原野ノ内、モイワ原野ノ内、下音更原野ノ内	1897	公・風・墓
下音更及 上音更殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 上音更原野之内、下音更原野、モンベツ原野之内】	1897	公・風・墓・市街地
モンベツ(其一)殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 上音更原野之内、下音更原野、モンベツ原野之内】	1897	公・風・墓
殖民地区画図 上音更原野之内、モンベツ原野之内	1897	公・風・墓
殖民地区画図 モンベツ原野之内、野塚原野之内	1897	公・風・墓
殖民地区画図 野塚原野之内	1897	公・風・墓
殖民地区画図 茂美原野	1897	公・風・墓 (茂美)
殖民地区画図 ベンケンシ及 上然別原野	1898	公・風・墓
殖民地区画図 上ヌカイイ原野	1898	公・風・墓
殖民地区画図 中士幌原野ノ内、中音更原野ノ内	1898	公・風・墓
殖民地区画図 中士幌原野ノ内、中音更原野ノ内	1898	公
殖民地区画図 赤坂原野ノ内	1898	公
殖民地区画図 ウエカリップ原野	1898	公・風・墓
殖民地区画図 上音更原野、上伏古別原野	1898	公・風・墓
殖民地区画図 美生原野	1898	公・風
利別太市街地区画図	1898	公・風
殖民地区画図 アイタラタラ牛原野一	1898	公・風
殖民地区画図 アイタラタラ牛原野二	1898	公・風
殖民地区画図 デリベツ原野	1898	公・風・墓・字
殖民地区画図 前 トーナイ原野ノ内	1898	なし
殖民地区画図 十勝原 足音太原野、上利別原野、ウシシュベツ原野ノ内	1898	公・風・墓
殖民地区画図 ベケレベツ原野	1899	公・風・墓
殖民地区画図 下後続原野	1899	公・風・墓
殖民地区画図 上後続原野	1899	公・風・墓
シントク殖民地区画図 【初版は十勝国殖民地区画図 シントク原野】	1899	公・風・墓
殖民地区画図 クタクワン原野、上然別原野之内	1899	公・風・墓
殖民地区画図 上音更原野二	1899	なし
殖民地区画図 上音更原野一 【初版は十勝国殖民地区画図 上音更原野一】	1899	公・風・墓・字
上音更原野地区画図	1901	公・風・墓
中音更原野地区画図其二	1901	公・風・墓
上伏古別原野地区画図其二	1901	公・風・墓
上音更原野地区画図	1901	公・風・墓
上音更殖民地区画図 【初版は原野地区画図】	1901	公・風・墓
札内、上トベツ原野地区画図	1901	公・風・墓
上伏古別原野地区画図其一	1901	公・風・墓
原辺、ノ上音更原野地区画図其一	1901	なし
原辺、ノ上音更原野地区画図其二	1901	なし
ウリマク原野地区画図	1902	公・風
美更原野地区画図	1902	公・風・墓
下音更原野地区画図	1902	公・風・墓
上音更原野地区画図 【初版は上音更中音更原野地区画図】	1902	公・風・墓
層足原野地区画図 【初版は 層足原野地区画図】	1902	公・風・墓
上サホロ・シントク原野増設、	1903	公・風・墓・字
ニューナイ原野地区画図	1903	公・風
メモロフト、美基 原野増設地区画図	1903	公・風
上トベツ原野増設地区画図 【初版は中川郡のみ】	1903	公・風・墓
美生(増設)	1904	なし
上美生 殖民地区画図	1904	公・風
上音更 殖民地増設地区画図	1904	公・風
上伏古別 殖民地増設地区画図	1904	公・風
メー一殖民地区画図	1904	公・風
ニューナイ殖民地増設地区画図	1905	なし
シントク 殖民地増設地区画図	1905	公・風
デリベツ殖民地増設地区画図	1905	公・風
足音太殖民地増設地区画図	1905	公・風
本別 殖民地増設地区画図	1905	公・風・墓・本別市街地
上利別殖民地増設地区画図	1905	公・風
上音更殖民地増設地区画図	1905	公・風
田足殖民地増設地区画図	1908	公
ニューナイ殖民地増設地区画図	1909	公・風
シタコロベ殖民地増設地区画図	1909	公
ピランベツ殖民地及 ビリベツ、下原辺、鹿床 殖民地増設地区画図	1910	公・風
ピランベツ殖民地及 原辺、下原辺 殖民地増設地区画図	1910	公・風
ピランベツ殖民地及 原辺、ビリベツ 殖民地増設地区画図	1910	なし
上音更殖民地増設地区画図	1910	なし
ウカコベツ殖民地増設地区画図	1911	公・風
上音更殖民地増設地区画図	1912	公
上音更殖民地増設地区画図	1912	公
上音更殖民地増設地区画図	1912	なし
上美生 殖民地増設地区画図	1912	なし
シントク 殖民地増設地区画図	1912	なし
ベケレベツ 殖民地増設地区画図	1912	なし
ウシシュベツ増設 殖民地区画図	1912	なし
西チオアシ増設 殖民地区画図	1912	公
湧沢増設 殖民地区画図	1912	公
チオアシ増設 殖民地区画図	1912	なし
下原辺、藻岩 殖民地増設地区画図	1912	公・風
上利別増設	1912	公・風
ボンウシシュベツ 殖民地区画図	1912	公・風
上ウシシュベツ 殖民地区画図	1912	公・風
オイカマナイ 殖民地増設地区画図	1912	公
上音更 殖民地増設地区画図	1912	公・風
チオアシ殖民地増設地区画図	1912	公
上原野、湧沢増設 殖民地区画図	1912	公
セタライ増設 殖民地区画図	1912	公
中音更増設	1912	なし
ボンセタライ増設	1912	なし
ヌカカシュナイ 殖民地区画図	1912	公・寺
上音更殖民地増設地区画図	1912	公
モンベツ 殖民地増設地区画図	1912	公
カンウツナイ 殖民地区画図	1912	公・寺
下トヨイ 殖民地区画図	1912	公・寺
上トヨイ 殖民地区画図	1912	公・寺
イワナイ 殖民地区画図	1915	公・寺
上音更殖民地増設地区画図	1915	なし
ウリマク、クタクワン殖民地増設地区画図	1916	公・風・墓・寺
札内殖民地区画図	1916	公・風・墓・墓

く出口にあたり、「大津への支線」にもつながっている。つまり、十勝国における中央道路の入口と出口にあたる内陸部の2原野がどちらも将来「村落」となる地である。「百貨輻輳の一大市場を為す」ウエカリップ原野は、「大津への支線」が通過し、「ペロブネへの支線」の始点がある。「将来の見込み」が記載された4原野中3原野は内陸部に位置し、交通の要衝となっている。また、残りの1原野である「移民地」となる下ペロブネ原野は、「浜路」が通過し、「中央道路」へも「大津街道 (=大津への支線)」へもつながる海岸部に位置する交通の要衝である。つまり、図-1からは、4つの主要道路の重要な位置に、「将来の見込み」のある4原野を設定していることが読みとれる。

このような『撰定報文』の分析にみるように、確かに原野を単位として殖民地の選定を行っているが、それだけにとまらず、殖民地選定事業は、道路によって石狩国・十勝国・釧路国・根室国をつなぐという北海道全体の計画とともに、十勝国内における「中央道路」「大津への支線」「ペロブネへの支線」「浜路」の4つの主要道路の開通と内陸部に3拠点と海岸部に1拠点の計4拠点を交通の要衝に置く計画を考えており、中でも「大津への支線」を重視し、この支線に「百貨輻輳の一大市場を為す」十勝国開発の中心拠点を置き、道路によって内陸部と海岸部を結ぶという殖民地の開発システムを模索していたと考えられる。

### 3. 区画図の分析

十勝国では1888(明治21)年に殖民地選定を終了しているにもかかわらず、最初の殖民地区画事業がなされたのは4年後のことで、貸付が開始されるのはさらにその4年後の1896(明治29)年からである。1893(明治26)年3月の「北海道土地払下規則施行手続」(庁令第五号)により、貸下げ対象の未開地は道庁が区画して毎年公示することとなっていた。それにもかかわらず、すぐに貸付されなかった理由は、道内の一方の石狩国から順を追って開拓させるという道庁の移民配置の方針からである。

区画図に記載されている公共用地(共有地を含む)を「公」、風防林地(薪炭林地を含む)を「風」、墓地を「墓」、市街地を「市街地」あるいは「〇〇市街地」、学校および簡易教育所敷地を「学」、駅通敷地を「駅」、寺社敷地を「寺」として、その組み合わせを区画構成とした。区画図を分析するために、1893(明治26)年から1916(大正5)年までに作成された区画図を初版年次順に、区画構成と共に表-2に示した。

表-2から、123の区画図と、藻岩市街図および利別太市街区画図の1つの市街区画図が確認できる。区画図の名称<sup>19)</sup>に着目すると、殖民地区画図 〇〇原野之内もしくは〇〇原野という名称が1893年から1899年まで見ら

れ、1901年以降は〇〇原野区画図（其一あるいは其二）になり、1903年以降は、〇〇原野増画（増区画図）、〇〇殖民地増画（増区画図）が多く見られ、1912年からは〇〇増設殖民地区画図となる。つまり、1893年から1901年までは、新たな原野を次々と区画し、区画図を作成しているが、1903年以降は、既に区画した原野の周辺に区画地を増画することに力を入れている。

区画構成に着目すると、1897年に十勝太市街地と名称不詳市街地、1905年に本別市街地が設定されている。ただし、名称不詳市街地は、開拓記念館原図<sup>8</sup>から推察すると、大樹市街地と考えられる。区画外には、帯広市街地、十勝分監用地、大津、茂寄があることがわかる。

さらに、区画構成が年次に従ってどのような変化が生じているか分析するために、表に示した（表-3）。ただし、「市街地」および名称が明示された「〇〇市街地」については「市」として表示した。

表-3からは、1897年に印刷された区画図が最も多く27あり、ついで1912年の26である。つまり、十勝国においては1897年と1912年に区画図が最も多く作成されていることになる。

区画構成のタイプを年次別にみても、1893年は「なし」「風」だけである。「殖民地選定及区画施設規定」（1896年）が発布された直後の1897年になりはじめて「公・風・墓」が設定され、「公・風・墓・市」「公・風・墓・学」「公・墓」「風・墓」もある。1898年は「公・風・墓」が最も多く、新たに「公」のみが登場する。1899年も「公・風・墓」が多いが、「公・風・墓・学」もある。1901年も「公・風・墓」が多く、「公・風・学」がある。1903年は「公・風・墓・学」が1あり、1904年以降は「公・風・墓」という3つそろったものがなくなり、1905年には「公・墓・市」が1ある。1908年、1909年は「公」のみで、1911年からはじめて「寺」が登場し、

1916年には「駅」が確認できる。

区画構成のタイプ別合計数は、「なし」26、「公・風・墓」25、「公」15、「公・墓」13、「風」10、「公・風」9、「公・寺」9、「公・風・墓・学」5、「風・墓」5、「公・風・墓・市」1、「風・市」1、「公・墓・市」1、「公・風・学」1、「公・風・墓・駅」1、「公・風・駅・寺」1の順に多い。「なし」と「公・風・墓」の数は他に比べ多いが、全体の区画図における割合を計算してみると、約20%の区画図で計画されていることになる。したがって、殖民地区画内に何か単位のようなものを計画していたとは考えがたい。

「殖民地選定及区画施設規定」（1896年）が発布される前後をみると、発布前の1893年は、殖民地区画内に何か特別なものを計画していたわけではない。発布された後の1897年には、「公・風・墓」もしくは、このタイプに「学」「市」が加わったタイプも計画されているが、発布以降の区画構成を構成別にその合計数でみていくと、123区画図中、「公」は81、「風」56、「墓」51、「寺」10、「学」6、「市」3、「駅」2の区画図で計画されていたことになる。しかし、最も多い「公」、つまり公共用地（共有地を含む）は、全体の約66%の殖民地区画で計画されていたことになる。学校敷地、市街地、駅通敷地に至ってはほとんど計画されていないといえる。

こうしてみると、区画施設規定が農区における社会生活を支え農業経営を支える市街地を含めた諸般の予定地の設定をも合わせ持つ規定であったにもかかわらず、それに従っているとはいいがたい。

以上から、殖民地区画事業が、1893年から1901年までに十勝国のおおかたの原野の区画を一応終了し、1903年以降は、既に区画した原野の周辺に区画地を増画していることがわかる。区画されて1～2年後に貸付されていることから考えると、区画図も貸付時に印刷されている

表-3 初版年次別にみた区画構成

区画構成 初版年次	なし	風	公・風・墓	公・風・墓・市	公・風・墓・学	公・墓	風・墓	公・風	風・市	公	公・風・学	公・墓・市	公・寺	公・風・墓・駅	公・風・駅・寺	計
1893年	4	3														7
1897年	3	4	9	1	2	4	2	1	1							27
1898年	1	1	5		1	1		2		2						13
1899年	1		4		1	1										7
1901年	2		5				1				1					9
1902年			1			1	1	2								5
1903年			1		1	2										4
1904年	1						1	2		1						5
1905年	2	1				3						1				7
1908年										1						1
1909年										2						2
1910年	2	1				1										4
1911年													2			2
1912年	9							2		9			6			26
1915年	1												1			2
1916年														1	1	2
計	26	10	25	1	5	13	5	9	1	15	1	1	9	1	1	123

と考えられる。したがって、区画図が最も多く作られた1897年と1912年のそれぞれ1～2年前が、十勝国における殖民地区画事業の最盛期であったと思われる。また、この事業で、殖民地区画内に何か単位のようなものを計画していたとは考えがたい。区画施設規定発布後も、公共用地（共有地を含む）は半分以上の殖民地区画で計画されているが、他の予定地は何ら計画されていないといえる。しかしながら、殖民地区画事業では、1897年には藻岩市街地、十勝太市街地、大樹市街地の3市街地を計画し、1898年には利別太市街地を、1905年には本別市街地を計画している。また、区画外からは帯広市街地、大津、茂寄の名称が確認できることから考えると、殖民地区画事業以外の計画により設定された市街地か、あるいは古くからの市街地であったのではと考えられる。

表-4 選定原野と区画図との関係

『報文』	区画図	初版年次	区画構成	○は区画外
選定原野名	区画図名			
メムロ原野	殖民地区画図シカリベツ・メムロト・伏古別・メムロ・ケネ原野ノ内	1893	なし	
メムロト原野	殖民地区画図シカリベツ・メムロト・伏古別・メムロ・ケネ原野ノ内	1893	なし	
ビバイロ原野	殖民地区画図シカリベツ・メムロト・伏古別・メムロ・ケネ原野ノ内	1893	なし	
ラビルビツ原野	殖民地区画図シカリベツ・メムロト・伏古別・メムロ・ケネ原野ノ内	1893	なし	
ウエカリッ原野	殖民地区画図帯広・伏古別・音更・然別原野之内	1893	なし	
シヨップヌ原野	殖民地区画図帯広・伏古別・音更・然別原野之内	1893	なし	
ヌッコマップ原野	殖民地区画図マクンベツ及シホロ原野之内	1893	なし	
トシベツト原野	殖民地区画図イカンベツ・トーナイ・止若及利別原野之内	1893	なし	
サルベツト原野	殖民地区画図イカンベツ・トーナイ止若及利別原野之内	1893	なし	
トホナイ原野	殖民地区画図マクンベツ及シホロ原野之内	1893	なし	
	殖民地区画図イカンベツ・トーナイ・止若及利別原野之内	1893	なし	
	殖民地区画図トーナイ、ノヤウシ 殖民地区画図	1893	風	
ウシシベツ原野	殖民地区画図ノヤウシ、ウシシベツ、タブコライ原野之内	1893	風	
ガンガン原野	殖民地区画図旅来及長白原野	1893	風	
	殖民地区画図ノヤウシ、ウシシベツ、タブコライ原野之内	1893	風	
トカチ原野	殖民地区画図旅来及長白原野	1893	風	
ニシベツ原野	殖民地区画図下音更・下土幌及下然別原野之内	1897	公・風・墓 (帯広市街地)	
アマラ原野	殖民地区画図下音更・下土幌及下然別原野之内	1897	公・風・墓 (帯広市街地)	
下シホロ原野	殖民地区画図下音更・下土幌及下然別原野之内	1897	公・風・墓 (帯広市街地)	
上トシベツ原野	殖民地区画図本別原野之内、足寄太原野	1897	公・墓	
ボンベツ原野	殖民地区画図本別原野之内	1897	公・墓	
ケナシバ原野	殖民地区画図ケナシバ、下利別原野ノ内	1897	公・墓	
	殖民地区画図ケナシバ原野之内	1897	公・風・墓	
又カナイ原野	殖民地区画図サルベツ原野、又カナイ原野	1897	公・風・墓・学	
タンネラタ原野	殖民地区画図豊頃原野、十勝原野、ウシシベツ原野ノ内	1897	なし	
	殖民地区画図下浦幌原野之内、豊頃原野之内	1897	風・十勝太市街地 (大津)	
ウラホロ原野	殖民地区画図下浦幌原野之内、豊頃原野之内	1897	風・十勝太市街地 (大津)	
	殖民地区画図下浦幌原野之内	1897	風	
上ベロブネ原野	殖民地区画図上陸舟原野之内、モンベツ原野之内	1897	公・墓	
下ベロブネ原野	殖民地区画図下当線原野、上当線原野ノ内、モイワ原野ノ内、下陸舟原野ノ内	1897	公・風・墓	
チョウフシ原野	殖民地区画図チオフシ原野、	1897	風・墓	
	殖民地区画図湧洞原野	1897	風・墓	
トブイ原野	殖民地区画図オйкаマナイ原野、上當線原野之内、下當線原野之内	1897	公・風・墓	
	殖民地区画図下當線原野、上當線原野ノ内、モイワ原野ノ内、下陸舟原野ノ内	1897	公・風・墓	
トヨイ原野	殖民地区画図モンベツ原野之内、野塚原野之内	1897	公・風・墓	
	殖民地区画図野塚原野之内	1897	公・風・墓	
ビバウシ原野	殖民地区画図ベンケチン及上然別原野	1898	公・風・墓	
ベンケチン原野	殖民地区画図ベンケチン及上然別原野	1898	公・風・墓	
メメム原野	殖民地区画図中土幌原野ノ内、中音更原野ノ内、	1898	公	
ピリベツ原野	ピリベツ原野	1898	公・風・墓・学	
フルコオマベツ原野	殖民地区画図下イタラタキ原野一	1898	公・風	
	殖民地区画図下イタラタキ原野二	1898	公・風	
バンケシントク原野	シントク殖民地区画図 [初版は十勝国殖民地区画図 シントク原野]	1899	公・風・墓	
ベケレベツ原野	殖民地区画図ベケレベツ原野	1899	公・風・墓	
サホロ原野	殖民地区画図下佐幌原野	1899	公・風・墓	
	殖民地区画図上佐幌原野	1899	公・風・墓	
ビュカ原野	殖民地区画図上芽室甲	1899?	公・風・墓・学	
ウラップ原野	上音更原野区画図	1901	公・風・墓	
ポロナイ原野	上伏古別原野区画図其二	1901	風・墓	
	上伏古別原野区画図其一	1901	公・風・学	
ニヨロマップ原野	上売原野区画図	1901	公・風・墓	
上シホロ原野	居辺、ノ上土幌原野区画図其一	1901	なし	
上シホロ原野	居辺、ノ上土幌原野区画図其二	1901	なし	
クツタルシ原野	屈足殖民地区画図	1902	公・風	
ニトマップ原野	美愛原野区画図	1902	公・風・墓	
シンレオマップ原野	美愛原野区画図	1902	公・風・墓	

#### 4. 『撰定報文』と区画図との対照

『撰定報文』で選定された原野に相当する区画図は2～9枚存在する。そこで、選定原野と選定原野に相当する初版の区画図を区画構成と共に表に示した(表-4)。また、選定原野の開発順序を区画図から分析するために、『撰定報文』の分析に用いた図-1に、選定原野に相当する初版の区画図の年次をプロットした(図-2)。

表-4からは、『撰定報文』に示された殖民地選定された原野名と区画図の原野名は必ずしも一致しないことがわかる。つまり、殖民地区画事業では、殖民地選定事業で選定した原野を一つの単位として区画していったのではないことがわかる。

ニシベツ原野とアマラ原野と下シホロ原野の3つの選定原野に相当する区画図には、区画外ではあるが、帯広市街地があることがわかる。ウエカリッ原野に相当する区画図の区画構成をみると、「なし」で何も設定されていない。しかし、図-2の選定原野の位置関係から考えると、帯広市街地が設置されたのはウエカリッ原野であると考えられる。

図-2より、1893年には「大津への支線」が通過する選定原野を区画し、1897年は「大津への支線」から「中央道路」への連絡路沿いと、浜路へ通じる選定原野を区画している。1898年は「中央道路」の経路沿いの選定原野を区画している。1899年になってはじめて、「中央道路」の進入路付近の選定原野の区画をおこなっている。1901年は内陸部の選定原野を区画し、1902年に「中央道路」と「大津への支線」との分岐点にある選定原野を区画している。

このように、対照させることによって選定原野の開発順序が浮かび上がってくる。すなわち、『撰定報文』で考えられていた4つの主要幹線道路に着目してみると、「大津への支線」沿いを最優先し、「浜路」付近および「大津への支線」から「中央道路」への連絡路沿い、「中央道路」沿いの順序で開発していることがわかる。また、『撰定報文』では、ニトマップ原野で「中央道路」が「大津への支線」と分岐していたが、開発の順序からは



「中央道路」はそのまま「大津への支線」となり、内陸部のトシベツト原野から上トシベツ原野をぬけて釧路・根室へつながるルートに変更されたことが浮かび上がってくる。

次に、『撰定報文』で「将来の見込み」のある4原野に相当する区画図を年次順にすべて取り出してみる(表-

5)。4原野の開発時期は、「百貨輻輳の一大市場を為す」ウエカリップ原野は1893年で最も早く、「一大村落」となる上トシベツ原野と「移民地」の下ペロブネ原野は1897年、「一村落地の起る」パンケシントク原野は1899年である。殖民地選定事業で開発の拠点とした4原野は、早い時期に区画されていることがわかる。

さらに、区画構成から4原野にどのような計画を考えていたかを見てみよう。パンケシントク原野では、最初に「公・風・墓」という区画構成を考えており、つぎの1903年の区画の際には「学」を考えているが、その後は何も予定していない。ウエカリップ原野については、その逆で、最初は何も予定していないが、5年後には「公・風・墓」を考えている。そして、1897年の区画外には、十勝分監用地があることが確認できる。上トシベツ原野はどの年代においても「公」と「墓」を考えていたようである。下ペロブネ原野には、「公・風・墓」に加えて「市街地」、つまり先にも述べた大樹市街地を考えている。

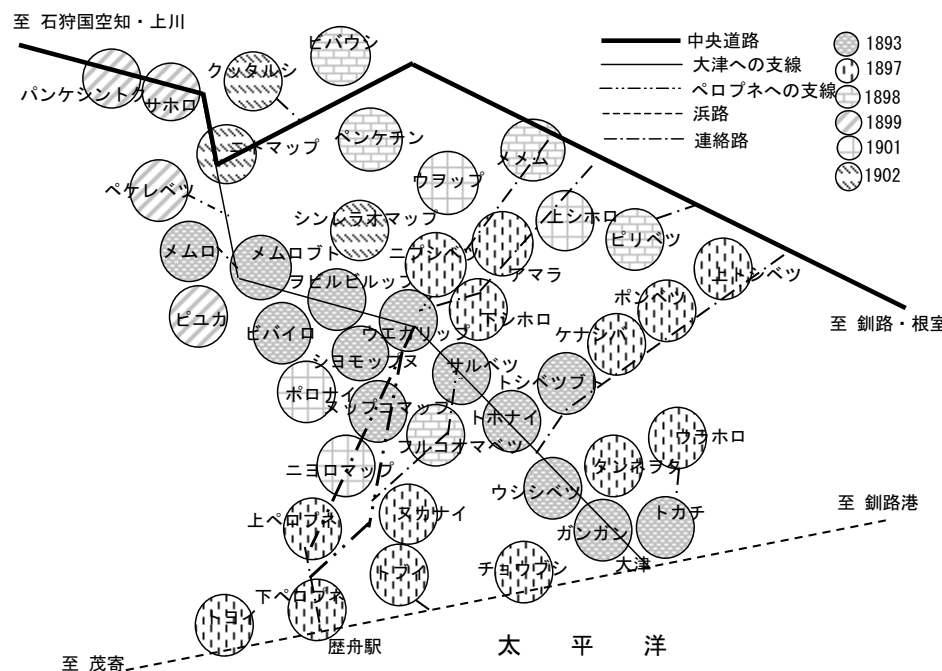


図-2 選定原野と区画図初版年次との関係

表-5 「将来の見込み」原野に相当する区画図

『撰定報文』		区画図	
原野名	将来の見込み	初版年次	タイプ
パンケシントク原野	一村落地の起る地勢	1899	公・風・墓
		1903	公・風・墓・学
		1903	公・墓
		1905	なし
		1905	なし
		1909	公
ウエカリップ原野	百貨輻輳の一大市場を為す	1893	なし
		1897	なし(十勝分監用地)
		1898	公
		1898	公・風・墓
		1901	公・風・墓
		1904	風・墓
上トシベツ原野	一大村落をなすべき所	1897	公・墓
		1898	公・風・墓
		1905	公・墓
		1905	公・墓
		1912	なし
下ペロブネ原野	移民地となす	1897	公・風・墓・市街地
		1897	公・風・墓

以上をまとめると、次のようになる。すなわち、殖民地区画事業では、殖民地選定事業によって選定した原野を単位として区画をしたのではない。殖民地選定事業で考えられていた4つの拠点のうち2つが市街地として浮かび上がってきた。将来「移民地」となる下ペロブネ原野には大樹市街地を計画している。「百貨輻輳の一大市場」となるウエカリップ原野には、区画事業とは別に計画されたと考えられるが、帯広市街地が設定されている。将来「村落」となる他の2つの拠点には、区画図を見る限り、市街地は計画されていない。その要因として、「中央道路」のルート変更と「大津への支線」沿いの開発を優先したことを挙げることができるだろう。

したがって、十勝国における殖民地区画事業は、石狩・十勝・釧路・根室の各国をつなぐ「中央道路」よりも「大津への支線」を優先した十勝国内陸部の開発に重点を置いているが、殖民地選定事業で考えていた4つの主要道路および連絡路を念頭において原野開発をしているといえよう。殖民地区画事業では、殖民地選定事業で考えていた4つの開発の拠点については、そのうちの2つの拠点が帯広市街地と帯広市街地となり、内陸部と海岸

部に市街地という拠点をおき、道路によってつなぐという開発システムの展開をみせている。このことから、殖民地選定事業で意図していた北海道殖民地の開発システムは、殖民地区画事業へ踏襲されているということができよう。

### 5. 「市街地」について

殖民地選定事業で考えていた4つの開発の拠点のうち、2つの拠点が大樹市街地と帯広市街地として計画されていることが明らかとなったが、区画図からは、藻岩市街地・十勝太市街地・利別太市街地・本別市街地の4つの市街地と大津・茂寄が確認できる。大津は図-1より『撰定報文』ですであることがわかる。『状況報文』<sup>9)</sup>によると、茂寄は茂寄市街地、大津は大津市街として記載され、利別太市街地は利別市街地に名称が変化している。

そこで、『状況報文』<sup>9)</sup>と『殖民公報』<sup>10)</sup>に記載された市街地の概況、「利別太市街区画図」・「藻岩市街図」、区画図内に描かれた市街地の概要を表-6に示した。

表-6からは、大津市街のみが区画されて貸付された市街地ではないことがわかるが、区画図には計画されている殖民地区画内の市街地である本別市街地と大樹市街地はいつ区画されて貸付されたかが定かでない。区画された区画測設年は、帯広市街地が明治26年と他に比べ非常に早い時期に区画されている。貸付区画数が最も多いのが、帯広市街地の1900である。次いで茂寄市街地の600、十勝太市街地の344となる。

貸付された市街地の施設に着目すると、十勝太市街地には、戸長役場や学校等の施設が明記されていない。それぞれの市街地の特徴をみていくと、利別市街地には停車場・寺院・教会・開業医・獣医があり、茂寄市街地には、貸座敷、回漕店、森林検査員看守駐在所があり、藻岩市街地には「三の小屋」とよばれる仮監があるが、帯広市街地には囚人の監獄である集治監、つまり区画図に示されていた十勝分監が置かれ、支庁・測候所・税務署・裁判所・銀行・農事試作場・晩成社合資会社がある。ま

た、明治33年には200であった戸数が、明治38年には1200に達している。

このようにみえてくると、十勝国において考えられていた市街地の中で、区画された年次が最も早く、その区画数も1900と圧倒的に多く、支庁・十勝分監を始めとした他の市街地にはない施設が多種設置された帯広市街地は、市街地の中で特出していることがわかる。

帯広市街地が設定された原野は、『撰定報文』には「百貨輻輳の一大市場をなす」と記され、早くからその姿が予測され、「大津への支線」と「ペロプネへの支線」の二つの主要幹線道路が通過する交通の要衝であることから、殖民地選定事業では、十勝国の開発の拠点の一つとされた。また、区画図の分析より、十勝国では最も早く区画された原野の一つであるにもかかわらず、区画図内の市街地としては登場しない。上記の市街地の概要からも明らかのように、帯広市街地は十勝国における他の市街地とは大きく異なり、その設置目的が内陸部を開発するための拠点であったといえよう。

### 6. 帯広市街地のつくり方とその性格

『状況報文』には以下のように記載されている。「明治21年大津、帯広間道路開削ノ為ノ測量員来リ暫ク滞在ス 同25年外役囚徒来リ道路ヲ開ク此年十勝測候所ヲ設ク 同26年帯広市街地ヲ区画ス又郵便局ヲ設ク 同27年市街区画地ヲ貸付ス 戸長役場及ヒ駅通ヲ置ク是ニ於テ点々人家ノ建設ヲ見ル 同28年4月十勝分監ノ工事竣工開監ス爾後各種ノ職業者来集シ形勢ヲ成ス此年農事試作場ヲ設ク」<sup>10)</sup> これより、表-6に示された貸付時期と施設設置時期がどのような順序でなされたかが把握できる。つまり、「大津への支線」の測量－十勝測候所設置－市街地区画－郵便局設置－市街地貸付－戸長役場・駅通を設置、点々と人家の建設－十勝分監竣工-各種職業者来集・農事試作場設置の順で、帯広市街地はつくられているといえる。特に注目すべき点は、農業と土木建築を労役としていた十勝分監<sup>10)</sup>が竣工後に、各種職業者が来集し形

表-6 十勝国の市街地の概要

○□：『状況報文』 ●□：殖民公報 ■□：利別太市街区画図・藻岩市街図・区画図より

市街地名	昔時	区画測設年	貸付年	貸付区画数(番外地)	M. 33 戸数	M. 38 戸数	支庁	戸長役場	郵便電信局	警察署	小学校	測候所	税務署	裁判所	銀行	農事試作場	停車場	病院	開業医	獣医	旅舎	商家	料理屋	貸座敷	寺院	神社	教会	回漕店	漁業組合事務所	森林検査員看守駐在所	水源涵養地	晩成社合資会社	集治監(小屋)	
十勝太市街地	アイヌ部落	M. 32	M. 32	344																														
本別市街地				18街区																														
大樹市街地				46街区																														
藻岩市街地	アイヌ部落	M. 29	M. 29	159(11)					○	○	○																							○
利別市街地	鹿獺の拠点	M. 31	M. 31	122					●	●	●																							
帯広市街地	アイヌ部落・晩成社	M. 26	M. 26~	1900	200	1200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大津市街	番屋・止宿所				280				○	○	○	○	○	○	○																			
茂寄市街地	十勝場所運上屋	M. 28・31	M. 29~	600	200				○	○	○																							

勢をなすとされている点である。

「十勝分監ハ帯広市街ヲ隔ル南西凡半里ニアリ明治31年8月現在官吏156名、囚徒691名」<sup>99</sup> からは、十勝分監は帯広市街地から半里離れた場所にあつて、官吏156名、囚徒691名という非常に大規模な施設であつたことがわかる。

では、このような帯広市街地の様子はどのようであつたのだろうか。「帯広市街ハ十勝川ノ岸ヨリ南方ニ延長シ南北凡18町東西10町余アリ区画整然棋局ノ如シ方60間ヲ大画トナシ大画ヲ小分シテ20画トナシ毎画間口6間奥行27間トシ区画総数1900アリ明治27年以降貸付シ目下既ニ付与セルモノ113画、貸付中ノモノ358画トス現在家屋ノ数ハ200余ニシテ大通ノ内帯広川以南ハ商家其外雑業者連檐シ東一條西一條モ亦漸次家屋ヲ増築ス、河西支庁、警察署、戸長役場ハ帯広川の北ニアリ郵便電信局、小学校ハ該川ノ南ニアリ」<sup>99</sup> という状況からは、直角法で区画された棋局のような区画地に約200の家屋が建ち、大通と帯広川と交差する地点より北側に河西支庁、警察署、戸長役場等の官庁街があり、南側に商家・小学校・郵便電信局があるということがわかる。

「商家ノ数凡50戸アリ其内重モナル商店ハ7、8戸ニシテ多クハ函館ヨリ移リタル者若クハ函館商人ノ支店ナリ商品ハ皆函館ヨリ仕入レ唯呉服太物小間物ハ直接ニ東京ヨリ取寄スルモノ3、4戸アリ当地商人ノ国内ニ於ケル商業区域ハ利別太以北諸郡村ニシテ購買力は農民7分、他ノ者3分ノ割合ナリト云フ」<sup>99</sup> からは、商家の50戸の中には函館商人の支店があり、商品をすべて函館から仕入れているが、呉服類を東京から仕入れている店もある。商業区域は利別太以北の郡と村で、購買者は農民つまり殖民地に入植した移民が70%を占めていたことになる。

つぎに、帯広市街地の構造を住民の職業からみていくこととする。『殖民公報第17号』には、1903（明治36）年6月現在の帯広市街地の戸数は1200戸、人口2460人で、同年9月現在の営業別戸数を調べた結果（表-7）も掲

表-7 帯広市街地営業別戸数（明治36年9月現在）

宿業	16	裁縫業	6	理髮職	1	金物商	3
料理業	12	木挽業	41	人力車業	2	布教者	2
古物商	35	牧畜業	1	塗物商	1	左官職	3
鍛冶職	7	桶屋	2	魚類商	4	書籍店	1
湯屋	5	伯楽	3	貸座敷	5	日雇業	96
筆耕業	13	味噌醬油製造	4	官吏公吏	222	染物業	1
売業	5	人夫継立	1	雇人口入業	1	荒物商	75
売肉業	5	神職	1	芸妓	17(人)	表具職	3
小学校教員	3	綿打職	1	土方職	8	下駄職	5
菓子製造	11	按摩	2	請負業	13	写真師	1
人力車挽子	1	娼妓	15(人)	銀行員	1	提灯製造	2
豆腐屋	6	女結髪	2	産婆	1	僧侶	5
舟大工	2	会社員	3	運送業	22	雑品小売	42
小間物商	5	種物商	3	金貸業	4	鉄業細工	1
医師	4	畳職	2	農業	89	舟乗業	5
獣医	1	大工	50	農服商	9	鑄掛職	1
時計商	2	柵屋	9	飲食店	20	酒造業	3

載されている<sup>99</sup>。

表-7から、最も多い職種が官吏公吏の222である。先にも示したように、十勝分監には、明治31年にすでに156名の官吏がいることから、この官吏公吏222も十勝監獄（十勝分監から明治36年4月に改名）に勤務する公務員が多くを占めると考えられる。

表-7をさらに産業分類<sup>99</sup>にして表-8に示した。第3次産業の「卸売・小売業・飲食店」に属する戸数は228と最も多い、ついで「公務」225、建設業174、農業90、サービス業74である。よって、帯広市街地は「公務員（官吏）」と「商業」の二つで成り立っている市街地であるといえる。

このように、『撰定報文』と区画図から浮かび上がってきた市街地の中でも帯広市街地は、十勝国の内陸部を開発するための最大拠点として設置されたといえる。帯広市街地のつくられ方の特徴は、十勝分監が竣工したことを受けて、始めて多くの各種職業者が集まってきた点にある。市街地は、北側の官庁街と南側の商業地域で構成されており、産業別に見ると「公務員（官吏）」と「商業」が多くを占める。以上から、帯広市街地は、周囲の殖民地に入植する移民のための市街地という性格を有してはいるが、官吏のための市街地という性格ももっていたといえる。

表-8 帯広市街地産業別戸数

産業分類	帯広市街地営業別戸数（明治36年9月）			計				
第1次産業	農業	89	牧畜業	1	90			
	林業	41			41			
	漁業							
第2次産業	鉱業							
	建設業	大工	50	請負業	13	174		
		舟大工	2	人夫継立	1			
		左官職	3	雇人口入業	1			
		土方職	8	日雇業	96			
	製造業	味噌醬油製造	4	表具職	3	41		
		酒造業	3	下駄職	5			
		菓子製造	11	鍛冶職	7			
		提灯製造	2	鉄業細工	1			
		桶屋	2	染物業	1			
畳職		2						
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業							
	運輸・通信業	運送業	22	人力車挽子	1	30		
		人力車業	2	舟乗業	5			
	卸売・小売業・飲食店	塗物商	1	金物商	3	228		
		魚類商	4	雑品小売	42			
		呉服商	9	売業	5			
		古物商	35	売肉業	5			
		小間物商	5	豆腐屋	6			
		時計商	2	飲食店	20			
		種物商	3	料理業	12			
		荒物商	75	書籍店	1			
		金融・保険業	金貸業	4	銀行員		1	5
		不動産業						
	サービス業	貸座敷	5	医師	4	73		
		湯屋	5	獣医	1			
		宿業	16	産婆	1			
		裁縫業	6	女結髪	2			
鑄掛職		1	理髮職	1				
綿打職		1	按摩	2				
写真師		1	神職	1				
筆耕業		13	僧侶	5				
伯楽		3	布教者	2				
会社員		3			3			
公務		官吏公吏	222	小学校教員	3		225	
その他		柵屋	9				9	
※ 他に芸妓17人、娼妓15人				合計	916			

## 7. 結論

北海道十勝国を対象に、殖民地選定事業、それを受けて始まった殖民地地区画事業から、北海道における殖民地の開発システムがいかなるものであったか、またそれがいかに展開されてきたかをみてきたが、以下のことが明らかとなった。

1. 殖民地選定事業は、殖民地選定をするだけでなく、道路によって各国をつなぐ北海道全体計画、および十勝国内に4つの主要道路の開通と交通の要衝に4拠点を置く計画を考えている。中でも「大津への支線」を重視し、この支線に十勝国開発の中心拠点を置き、道路によって内陸部と海岸部を結ぶという殖民地の開発システムを提示している。
2. 殖民地地区画事業では、殖民地地区画内すべてに予定地や何か単位のようなものを計画していたとは考えられないが、藻岩市街地、十勝太市街地、大樹市街地、利別太市街地、本別市街地の5市街地を計画している。
3. 殖民地地区画事業では、殖民地選定事業によって選定された原野を単位として区画をしたのではないが、殖民地選定事業で提示していた殖民地の開発システムをそのまま踏襲している。そして、開発拠点は市街地として展開されている。
4. 十勝国の内陸部を開発するための最大拠点として設置された帯広市街地のつくられ方の特徴は、十勝分監が竣工したことを受けてはじめて、多くの各種職業者が集まってきた点にある。市街地は、官庁街と商業地域で構成され、産業別でも「公務員（官公吏）」と「商業」が多くを占めることから、帯広市街地は、官公吏のための市街地という性格ももっていたといえる。

## 8. まとめ

殖民地選定事業は、北海道庁初代長官である岩村通利の施政方針の中で示された殖民地選定と道路開通計画を受けて、明らかに実行されたものである。殖民地選定事業で提示された北海道の殖民地開発システムは、殖民地地区画事業にも受け継がれている。この開発システムの最も注目すべき点は、開発の拠点としての市街地の設置にある。その市街地の1つである帯広市街地は、「官公吏」のための商業都市であった。これが、未開地開発における日本の経験として、その後にかさねられたのではないだろうか、今後の課題としたい。

## 謝辞

本研究を遂行するにあたり、データを提供いただいた北海道留萌支庁遠藤龍彦氏、北海道立文書館、北海道開拓記念館の方々に深く感謝の意を表します。

## 補注

- (1) 「北海道土地売貸規則」は、明治5年10月10日太政官布告第304号をもって公布された。「北海道地所規則」の一部を全国向けに布告したものである。
- (2) 参考文献1)
- (3) 「北海道土地私下規則」は明治19年6月29日閣令第16号をもって発布された。即売を辞め、一定期間の貸付後、開墾の成功を確認してから売り払うというものである。
- (4) 参考文献2)は、旧仮名遣いのカタカナ表記で記述されているが、本稿ではひらがな表記を用い、原野名についてはカタカナ表記のままとした。
- (5) 直角法は四角形の街区をつくるやり方で、参考文献3)では、「平面配置の地形的処理の一番簡単な方法で、土地投機者の見地からみれば、この型こそ完全無欠で、貨幣のように1つの単位となる」とマンフォードは述べている。また、参考文献4) pp.140には、北海道では、直角法がすでに開拓使時代において、お雇い外国人のアンチセル等の助言により屯田兵村・土族の移住地に採用されたとある。
- (6) 例えば、参考文献4) pp.253と参考文献5)が挙げられる。
- (7) 参考文献7)では、石狩国には屯田兵村が最も多く設定され、石狩国上川郡においては殖民地以外に、屯田兵村および御料地が設定されているとしている。
- (8) 参考文献6)の「殖民地地区画図 所在目録」により、殖民地地区画図の印刷図の所在を確認し、調査した。
- (9) 参考文献6)では、区画測設が開始された1891年から区画事業の終了する1944年までに作成された区画図名に着目し、殖民地地区画図の全体像を大原野の区画期、増画期（小原野の区画期）、転換期、拡大期、限定期、末期の6期に分けている。本稿ではこの区分を用いた。
- (10) 参考文献1)と同じ
- (11) 参考文献4) pp.772~777
- (12) 参考文献4) pp.140には、殖民地に区画制度を組織的に採用したのは、明治23年に空知郡トク原野への施行を最初とするとあるが、参考文献23) pp.25には、明治22年11月、上「トク」ノ地に1万5千坪231戸を区画測設した、とある。
- (13) 参考文献2) pp.171~176
- (14) 参考文献2) pp.177~281
- (15) 参考文献6)では、区画図名の付け方が年代によって一定の傾向があるとしている。
- (16) 印刷原図である北海道開拓記念館所蔵の「殖民地地区画図（十勝国）」を参考にした。
- (17) 参考文献20)と同じ
- (18) 参考文献20)と同じ
- (19) 参考文献21) 22)と同じ

- 20) 参考文献20) に同じ  
 21) 参考文献25) には、「本監ハ農業ヲ以テ本位トシ、他ニ土木建築ヲ兼ネ、冬間ハ伐木運搬等ノ労役ニ従事セシムルコト多シ。」と記されている。  
 22) 参考文献20) に同じ  
 23) 参考文献20) に同じ  
 24) 参考文献20) に同じ  
 25) 参考文献21) に同じ  
 26) 総務省統計局、国勢調査における産業分類に従った。

## 参考文献

- 1) 北海道庁 (1936) 「岩村長官施政方針演説書」『新北海道史第六巻史料 2』 pp.654~655
- 2) 北海道庁第二部殖民課 (1891.3) 『北海道殖民地選定報文・完』
- 3) L.マンフォード (1974) 『都市の文化』生田勉訳、鹿島出版会、pp.189~190
- 4) 北海道庁 (1937) 『新撰北海道史第 4 巻通説 3』 pp.123~180, pp.253~259, pp.433~435, pp.772~777
- 5) 原田一典 (1998.12) 「殖民市街地と殖民都市に関する覚書 (一)」旭川研究「今と昔」第14号, pp.23~45
- 6) 遠藤龍彦 (1992.3) 「殖民地区画図データベース化について」北海道立文書館研究紀要 第 7 号, pp.1~33
- 7) 遠藤龍彦 (1994.12) 「石狩国上川郡における殖民地の形成について」旭川研究「今と昔」第 6 号
- 8) 中岡義介・川西光子 (2004.2) 「石狩国上川郡における殖民地選定と土地利用区分」兵庫教育大学研究紀要 第24巻, pp.64~66
- 9) 原田一典 (1998.12) 「殖民市街地と殖民都市に関する覚書 (一)」旭川研究「今と昔」第14号, pp.23~45
- 10) 大條雅昭、越野武、角幸博 (1986.3) 「北海道十勝地方における明治大正期の殖民区画制と市街地の形成についてその 1」日本建築学会北海道支部研究報告集 No.59, P.269~272
- 11) 君尹彦 (1958) 「北海道における市街地の発生—十勝郡浦幌町を例として」『地方史研究』第 8 巻 2 号, pp.16~27
- 12) 上田陽三・村本徹・本井和彦 (1987.3) 「北海道農村地域における市街地の発生過程と分布様態に関する研究」第22回日本都市計画学会学術研究論文集, pp.337~342
- 13) 赤池修・上田陽三・村本徹 (1987.3) 「北海道農村地域における市街地の発生契機と立地過程」日本建築学会北海道支部研究報告集 No.60, pp.177~180
- 14) 野本淳・上田陽三・村本徹・本井和彦 (1988.3) 「北海道における市街地の発生契機と発生過程」日本建築学会北海道支部研究報告集 No.61, pp.217~220
- 15) 大條雅昭、越野武、角幸博 (1986.3) 「北海道十勝地方における明治大正期の殖民区画制と市街地の形成についてその 2」日本建築学会北海道支部研究報告集 No.59, pp.273~276
- 16) 山田誠 (1971) 「十勝地域の形成過程と中心集落—地域の動態的考察への一試論」『人文地理』第23巻 2 号
- 17) 原田一典 (1999.3) 「殖民市街地と殖民都市に関する覚書 (二)」旭川研究「今と昔」第15号, pp.1~36
- 18) 村瀬章 (1974.9) 「開拓都市・帯広の形成」Ⅱ近代の都市形成・都市計画80, pp.41~46, 開発計画研究所
- 19) 原田一典 (2000.7) 「明治中期における殖民都市の生成—上川市街地の処分をめぐって—」旭川研究「今と昔」第17号, pp.23~57
- 20) 北海道庁殖民部拓殖課 (1901.6) 『北海道殖民状況報文・十勝国』 pp.205~207
- 21) 北海道庁拓殖部 (1903.11) 『殖民公報第17号』 pp.95~96
- 22) 北海道庁拓殖部 (1905.12) 『殖民公報第28号』 pp.57~59
- 23) 北海道庁 (1890) 「第 4 回勸業年報」 pp.25~27
- 24) 北海道庁殖民部拓殖課 (1902) 『拓殖現行法規』 pp.254~259
- 25) 北海道十勝監獄所 (1909.3) 『十勝監獄報』第 2 巻 1 号

(注：本稿は、川西光子の研究課題を中岡義介との討議をもとに川西がまとめたものである。)